



2023年2月6日

各 位

会 社 名 サイバーステップ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 類
(コード番号：3810 東証スタンダード市場)
問 い 合 せ 先 取 締 役 緒 方 淳 一
(TEL 0570-032-085)

**第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに
行使価額修正条項付第37回及び第38回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2023年1月20日付の取締役会において決議いたしました、マコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）、第37回及び第38回新株予約権（以下、それぞれ「第37回新株予約権」、「第38回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関しまして、本日付で本新株予約権付社債の発行価額の総額（400,000,000円）及び本新株予約権に係る発行価額の総額（1,380,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2023年1月20日付で公表しております「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに行使価額修正条項付第37回及び第38回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

<本新株予約権付社債の概要>

(1) 払 込 期 日	2023年2月6日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	40 個
(3) 社債及び新株予約権の 発 行 価 額	本新株予約権付社債1個につき10,000,000円 (各本新株予約権付社債の金額100円につき100円とします。) 本新株予約権付社債に係る新株予約権（以下「本転換社債新株予約権」といいます。）については、当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による 潜在株式数	689,655 株 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合における交付株式数です。 下限転換価額は323円であり、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合における交付株式数は1,238,390株です。
(5) 資金調達額	400,000,000 円
(6) 転換価額及びその修正 条項	当初転換価額：1株当たり580円 転換価額は、2024年2月6日及び2024年11月6日に、それぞれの日先立つ25連続取引日間（但し、取引日は本新株予約権付社債の発行要項第14項第(2)号ハの規定に従って除外されることがあ

	ります。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格がその時点で有効な転換価額を1円以上下回っている場合には、転換価額は当該価格の90% (円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額。)に修正されます。但し、修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には修正後の転換価額は下限転換価額とします。また、本新株予約権付社債の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項に従って調整されることがあります。 本欄において「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	マコーリー・バンク・リミテッドに対して第三者割当の方法によって行います。
(8) 利率及び償還期日	年率：0% 償還期日：2025年2月7日
(9) 償還価額	各本新株予約権付社債の金額100円につき100円
(10) その他	当社が割当先との間で金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する予定の本買取契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権付社債を譲渡する場合、割当先からの譲受人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されております。

<本新株予約権の概要>

(1) 割当日	2023年2月6日
(2) 発行新株予約権数	9,000個 第37回新株予約権 6,000個 第38回新株予約権 3,000個
(3) 発行価額	総額1,380,000円 (第37回新株予約権1個当たり192円、第38回新株予約権1個当たり76円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	900,000株 (新株予約権1個につき100株) 第37回新株予約権 600,000株 第38回新株予約権 300,000株 下限行使価額 (下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条項」において定義します。)は323円 (但し、本新株予約権の発行要項第11項の規定による調整を受けます。)ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は900,000株です。
(5) 調達資金の額	594,380,000円 (差引手取概算額) (注)
(6) 行使価額及び行使価額 の修正条項	当初行使価額は、第37回新株予約権が600円、第38回新株予約権が800円です。 いずれの回号においても、本新株予約権の行使価額は、当初固定ですが、当社取締役会の決議により行使価額修正型への移行を決定することができ (以下「行使価額修正選択権」といいます。)、かかる決定がなされた場合、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなります。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る本新株予約権者 (以下「本新株予約権者」といいます。)に通知するものとし、通知が行われた日の10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、本新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直

	<p>前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。</p> <p>いずれの回号においても、上記の計算による修正後の行使価額が323円を下回ることとなる場合(以下、当該金額を「下限行使価額」といいます。)、行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含みます。)には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	マッコーリー・バンク・リミテッドに対して、第三者割当の方法によって割り当てます。
(8) 新株予約権の行使期間	2023年2月7日から2025年2月6日までとする。
(9) その他	本買取契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されております。

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(7,000,000円)を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

以上